

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 65 号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和 33 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 中「売店 軽飲食店 休憩所」を「売店（自動販売機によるものを除く。） 軽飲食店 休憩所」に、

「

公園施設の管理	ゴルフ場	1 箇所	1 月	1,421,000	を
	飛行塔 メリーゴーラウンド	1 基	1 月	1,470	
	売店 軽飲食店	1 平方メートル	1 月	100	

」

「

	自動販売機（屋内）	1 台	1 月	800	
	自動販売機（屋外）	1 台	1 月	400	
公園施設の管理	ゴルフ場	1 箇所	1 年	4,007,000	に
	飛行塔	1 基	1 月	800	
	メリーゴーラウンド	1 基	1 月	1,400	

」

改める。

別表 5 2 の表中「・千代台公園弓道場」を削り、

根崎公園アーチェリー場	専使	用	1日	3,000
	個人使用	一般	1回	150
		学生生徒児童	1回	110
千代台公園弓道場	専使	用	1日	3,000
	個人使用	一般	1回	150
		学生生徒児童	1回	110

を

根崎公園アーチェリー場	専使	用	1日	3,000
	個人使用	一般	1回	150
		学生生徒児童	1回	110

に

改め、同表備考第1項中「、千代台公園弓道場にあつては午前9時から午後9時まで」を削る。

別表6を次のように改める。

別表6（第14条，第16条関係）

1 白石公園はこだてオートキャンプ場・白石公園パークゴルフ場

区 分		利 用 料 金	
		使用の単位	金 額
キャンピングカー サイト	1区画1泊	6,000円	
	1区画1日	2,500円	
スタンダードカー サイト	1区画1泊	5,000円	
	1区画1日	2,000円	

白石公園 はこだて オートキ ャンプ場	フリーテントサイ ト		テント 1 張り 1 泊	2,500円 (テント 1 張りの 使用人数が 5 人を 超えるときは, 5 人を超える人数 1 人につき 500円を 加算する。)
			1 日	1,000円 (使用人数が 5 人 を超えるときは, 5 人を超える人数 1 人につき 200円 を加算する。)
	キャビン サイト	6 人用	1 泊	14,000円
		4 人用	1 泊	10,000円
	シャワー室		1 回	100円
	コインラ ンドリー	洗濯機	1 回	200円
乾燥機		1 回	100円	
白石公園 パークゴ ルフ場	一般 (学生を含む。)		1 日	400円
	生徒 児童		1 日	200円
	共通シーズン券に より使用する者		1 シーズン	10,000円
<p>備 考</p> <p>1 1 泊は, 午後 1 時から翌日の午前 11 時までとする。</p> <p>2 1 日は, 午前 9 時から日没までとする。ただし, 白石公園 パークゴルフ場については, 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 間にあつては, 午前 8 時から日没までとする。</p> <p>3 共通シーズン券とは, 当該券を発行する年度の白石公園パ ークゴルフ場, 空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場, すずらんの丘公園パークゴルフ場および恵山シーサイドパー クゴルフ場の供用期間中に限り, 記名の者がこれらの施設を 使用することができる券をいい, 1 シーズンとは, 当該券を 発行する年度の供用期間をいう。</p> <p>4 市の区域内の学校に在学する生徒 (高等学校, 特別支援学 校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下同じ。) もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしく は児童で市の区域内に居住するものが白石公園パークゴルフ 場を使用する場合の利用料金は, 無料とする。</p>				

2 千代台公園弓道場

区 分		利 用 料 金		
		使用の単位	金 額	
千代台公園弓道場	専用使用	1 日	3,000円	
	個人使用	一般	1 回	150円
		学生 生徒 児童	1 回	110円
<p>備 考</p> <p>1 1 日は、午前 9 時から午後 9 時までとする。</p> <p>2 1 回とは、入場から退場までをいう。</p> <p>3 次に掲げる者の個人使用の場合の利用料金は、無料とする。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。）</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する生徒もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの</p> <p>(3) 第 1 号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入場するもの</p> <p>4 市の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）の個人使用の場合の利用料金は、一般の区分の者の個人使用の場合の金額として上表に掲げる金額の 2 分の 1 に相当する額とする。</p>				

附 則

- この条例中別表 3 の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から、別表 5 2 の表および別表 6 の改正規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表 3 の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の別表 5 2 の表および別表 6 2 の表の規定は、別表 5 2 の表および別表 6 の改正規定の施行の日以後にされた許可に係る使用について適用し、同日前にされた許可に係る使用については、なお従前の例による。

(提案理由)

自動販売機の設置およびゴルフ場等の管理に係る使用料を改定し、千代台公園弓道場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとし、ならびに規定を整備するため